

## ■平成27年度さいたま市地方創生推進本部・成長戦略本部

### 合同会議議事概要

【日 時】 平成28年3月29日（火） 午前10時30分～午前11時10分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、木下副市長、本間副市長、水道事業管理者、教育長、技監、都市戦略本部長、財政局長、スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済局長、都市局長、建設局長、幹事区長（見沼区長・桜区長）、総合政策監

【議 題】（1）総合戦略と成長戦略の一体的な推進のための庁内推進体制の見直しについて

【報 告】（1）平成28年度当初予算等における国庫支出金の活用状況について  
（2）埼玉県の地方版総合戦略について  
（3）平成28年度に向けた取組に係る動向について

#### < 議 題 説 明(1) >

議題（1）について、事務局（都市経営戦略部）から次のような説明があった。

- ・ 平成28年度から、成長戦略と総合戦略を全庁挙げて一体的に推進していくため、庁内の推進体制の見直しについてお諮りする。
- ・ これまでの「地方創生推進本部」と「成長戦略本部」を統合し、双方に関連する事業の連携強化を図り、一元的に取り組むことで本市の総合戦略・成長戦略を強力に推進していくため、新たに「地方創生・成長戦略統合推進本部」を設置したいと考えている。
- ・ この本部は、市長を本部長に、副市長及び関係局長の計22名からなる組織を予定している。「統合推進本部」の下には、これまで成長戦略本部に設置していた7つのPTを引き続き置くとともに、ワーキンググループを設置する。
- ・ また、「統合推進本部」の中に、首都圏広域地方計画の庁内の受け皿として、技監をトップとする8名から構成される「首都圏対流拠点創出関係部局会議」を新たに設置し、本市における首都圏広域地方計画の取組を戦略的・機動的に実行していく。
- ・ この関係部局会議と7つのPTとの関係については、基本的には各PTの事業のうち、首都圏対流拠点創出に関連するものを関係部局会議において検討を行い、それ以外のものについて、必要に応じて各PTで取り扱っていくという整理とする。
- ・ 「統合推進本部」の運用面における見直しについては、総合戦略・成長戦略の具体・個別の事業に係る特定の議題を取り上げる場合には、本部員全員を招集するのではなく

関連する本部員による会議の開催を可能としたい。

- ・ また、緊急に意思決定の必要が生じた場合には、決裁方式による意思決定ができるよう、柔軟な対応についても可能としたいと考えている。

## < 意見等(1) >

特になし

- 平成28年度から、新たな体制により総合戦略・成長戦略、それらに関連する首都圏広域地方計画等を一体的に進めていくことが了承された。  
来年度から、新たな「統合推進本部」に移行することとなる。

## < 報告(1)・(2) >

### (1)平成28年度当初予算等における国庫支出金の活用状況について

- ・ 昨年、策定した本市の総合戦略に位置付けた地方創生関連事業のうち、平成28年度当初予算に盛り込んだ事業費の合計は約759億円となっており、これらの事業に充当予定の国庫支出金については、約30億8千万を見込んでいるところである。
- ・ 国庫支出金をもっとも多いのは、子ども未来局の約22億8千万円で、これは保育所整備などハード事業に係る国庫支出金が主なものとなっている。
- ・ なお、保健福祉局の妊娠・出産包括支援センター整備事業及び経済局の東日本連携・創生フォーラムについては、国の地方創生関連の補助金を確実に確保して事業を実施していく予定である。
- ・ 各局等においては、今後も国の地方創生に関する補助制度について、幅広い視点から検討いただき、特定財源の積極的な活用に努めていただきたい。

### (2) 埼玉県地方版総合戦略について

- ・ 埼玉県の総合戦略については、先週末の県議会閉会日に議決されたところであり、内容の詳細な確認はこれからとなるが、概要は資料のとおり。
- ・ 県の総合戦略では、国の総合戦略の4つの基本目標とほぼ同様の4つの基本目標を定めている。
- ・ 基本目標ごとに、基本指標を1つから3つ設定した上で、KPI及び主な施策をまとめている。
- ・ 詳細な事業内容や県補助制度などについては、県の予算や所管課からの情報入手に努め、県と連携できるところがあれば対応していきたいと考えている。
- ・ また、県の総合戦略では、各地域の市町村と地域の共通課題を把握・検討して協働で取り組んでいく方向性が示されていることから、今後も県との連携に努めていく。

## < 意見等(1)・(2) >

- ・ 特になし

## < 報告(3) >

### (3)平成28年度に向けた取組に係る動向について

- ・ 地域再生法の一部を改正する法律案は、本年4月1日から施行することとしている。本改正法案の改正の柱のうち2つが、①「まち・ひと・しごと創生交付金」（地方創生推進交付金）の創設及び②「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に係る課税の特例（地方創生応援税制=企業版ふるさと納税）の創設である。
- ・ 平成28年度国の予算案には地方創生の深化のための新型交付金として1,000億円（事業費ベース2,000億円）が計上されている。
- ・ この交付金については、「まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）」として、地域再生法を一部改正して、法的位置付けを与えるもの。
- ・ 交付金は、総合戦略に定められた事業であって、先導的なものが対象とされており、これらの事業が地域再生計画に記載され、計画が内閣総理大臣の認定を受けることによって、「まち・ひと・しごと創生交付金」が交付がされることとなっている。
- ・ 本市においても、来年度以降、地域再生計画を作成し、地方創生推進交付金の獲得を目指していく。
- ・ 次に、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税について、報告する。
- ・ 生まれ故郷など応援したい自治体に寄附をする「個人版ふるさと納税制度」に加え、新たに「企業版ふるさと納税制度」を創設しようとするものであり、平成28年度からの適用が予定されているところ。
- ・ 地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援するものである。
- ・ 企業の創業地への貢献や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進し、また地方公共団体が自らの地方創生の取組を企業にアピールすることで自治体間競争を促進するなど、本社機能の移転促進税制を補完する効果が見込まれる。
- ・ 「企業版ふるさと納税制度」についても、効果等を踏まえて、新年度以降、検討をしていきたいと考えている。

### < 意見等 (3) >

- ・ 特になし

### < その他 >

- ・ 新年度を迎えるに当たって、市長から以下のとおり指示があった。  
(市長指示)
- ・ 成長戦略、総合戦略の推進や国土形成計画（首都圏広域地方計画）を踏まえた取組の推進に当たっては、各部局の枠にとらわれず、横串で事業を推進すること。
- ・ その際、事業の内容面における連携は当然として、例えば、東日本連携・創生フォーラムと首都圏広域地方計画協議会のリレーシンポジウムを一体的に開催するといった、事業推進の相乗効果や対外的な発信面も含めた連携に留意すること。
- ・ 特に、ハード面とソフト面を一体的に進めることで、より大きな効果が生まれると考えているので、その点について留意すること。
- ・ また、事業の推進に当たっては、引き続き国庫支出金の積極的な活用を図ること。
- ・ 併せて、今後編成が想定される国の補正予算の活用に向けた準備にも万全を期すこ

と。

- ・ 更に、民間の資金・あるいは知恵の活用についても十分留意すること。
- ・ 以上の点について、新たな統合本部に設けることとした「首都圏対流拠点創出関係部局会議」を中心として、スピード感を持って事業の創出・推進に取り組むこと。
  
- ・ また、市長指示を受けて、技監から以下のとおり発言があった。
  - ・ 関係部局会議では、早急に検討すべき事項（予算関係、東日本連携・創生フォーラム、大宮GCS、首都圏広域地方計画協議会）について議論をしたいと考えている。
  - ・ 東日本連携・創生フォーラム、大宮GCS構想整備計画検討委員会及び首都圏広域地方計画協議会PT・同リレーシンポジウムについては、目指す方向性は一致していることから、合同開催を視野に検討を進めていきたいと考えている。
  - ・ 当面のスケジュールについては、4月上旬には1回目の関係部局会議を開催し、連休前には、早急に検討すべき事項の方向性を固め、さらに具体的中身について準備を進め、補正予算に向けて要望項目を固めていきたいと考えている。